平成２１年（フ）第１２６号
福岡県柳川市吉富町499番地３
債務者　山田　聡子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１号
長崎県南松浦郡新上五島町有川郷2247番地
債務者　中山　忠也
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第７８号
仙台市宮城野区安養寺２丁目23番８号
債務者　伊藤　敏子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８６号
仙台市太白区八木山本町１丁目13番地の５
ロワール八木山403
債務者　小島ゆかり
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３９４号
福島市飯坂町湯野字横町７番地
債務者　関根　妙子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３９５号
福島市飯坂町湯野字横町７番地
債務者　関根　勝広
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３９６号
福島市飯坂町湯野字横町７番地
債務者　関根　友美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１０５号
福島県南相馬市原町区大町３丁目５番地
債務者　鈴木貴美子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第８号
群馬県みどり市笠懸町鹿3604番地　ハイツマルセイ201
債務者　前原　武志
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第９号
群馬県桐生市相生町３丁目454番地の７
債務者　相澤　正子（旧姓下山）
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１７号
群馬県桐生市相生町２丁目1024番地の２　第２グランドハイツ303
債務者　高橋　一夫
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１４４１号
千葉県八千代市ゆりのき台１丁目５番地　ゆりのき台アーバンライフ302号
債務者　井上　久俊
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５３４号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目25番地の１市住44号
債務者　松橋　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５４８号
千葉市美浜区高浜１丁目15番５棟507号
債務者　永洞　清美
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５７０号
千葉県市原市姉崎722番地４　パストラルハウス姉崎205
債務者　松元美穂子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５７５号
千葉県市原市ちはら台東４丁目８番地10
債務者　星　　伸江
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７号
千葉市若葉区小倉台３丁目５番８号
債務者　田中　初枝（旧姓布施）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係